# 神戸市公民館グループ登録及び支援に関する要綱

令和3年4月文化スポーツ局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公民館で活動するグループの登録及び登録したグループについての支援に関して必要な事項を定めることにより、グループ活動を通じた人づくり、仲間づくり、社会還元等公民館事業の振興を図ることを目的とする。

# (グループの登録)

- 第2条 公民館に登録した自主活動グループ(以下「公民館登録グループ」という。)は、この要綱に定める支援を受けることができる。公民館登録グループの育成支援は、公民館の自主事業と位置付ける。
- 2 公民館登録グループは、原則として、次の要件を満たさなければならない。
  - (1) 主として神戸市在住又は在勤で構成される概ね10人以上のグループであること。
  - (2) 公民館で定例的に概ね月1回以上活動すること。
  - (3) 公民館で概ね3か月以上の活動実績,又は公民館での自主活動と同等の活動実績を有すること。
  - (4) 同一の公民館で学習活動を同じくする他の公民館登録グループ会員を含まないこと。
  - (5) 学習還元活動に継続して取り組むこと。
- 3 登録グループの活動は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 文化・芸術・体育・レクリェーション等の学習活動
  - (2) ボランティア活動・学習還元活動等の社会教育に資する活動
- 4 前2項の規定に関らず、営利を目的として活動を行うグループ又は、特定の政治団体・宗教等を 支持する活動を行うグループは、登録できない。

#### (登録申請の方法)

- 第3条 登録対象グループは、以下の書類を公民館長に提出するものとする。
  - (1) 神戸市公民館グループ登録申請書(様式第1号)
  - (2) グループ規約
  - (3) 役員及び会員名簿

#### (登録の承認)

第4条 公民館長は、第2条に定める登録要件に該当することが認められる場合は、速やかに登録対象グループに「神戸市公民館グループ登録証」(以下「登録証」という。)(様式第2号)を交付するものとする。

## (申請内容の変更)

第5条 前条の規定により登録証の交付を受けたグループは、神戸市公民館グループ登録申請書の内容において代表者、会員数、又は規約等重要な変更が生じた場合は、速やかに公民館長に届け出なければならない。

## (登録料)

第6条 公民館登録グループは、公民館保険への加入及び登録グループを育成する費用として、会員

数に応じ一人当たり年間500円の登録料を神戸市に納入するものとする。

- 2 会員数が増加した場合、その人数に応じて登録料を納付するものとする。
- 3 登録料は、登録期間中に取り消し、会員数の減少があっても、原則として返還しない。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録証の交付の日から、当該年度の3月31日までとする。

(登録グループが守るべき事項)

- 第8条 公民館登録グループは、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 公民館が実施する連絡会や研修会に参加すること。
  - (2) グループ運営に支障のない限り、希望者の入会を認めること。
  - (3) その他公民館長の指示にしたがうこと。

(登録グループへの支援)

- 第9条 公民館登録グループは、公民館の運営に支障のない限りにおいて、次の各号に掲げる支援を 受けることができる。
  - (1) 第3条の規定に基づき提出された申請書に基づく公民館施設の利用。尚,施設を汚損または滅失した場合は条例の定めるところによる。また、公民館の附属設備の使用については、条例及び規則の定めるところによる。ただし、館長は、館の利用状況に応じて施設や回数等の利用調整を図ることができる。
  - (2) 会員の募集及び広報について、広報紙、ホームページ等への掲載。
  - (3) 講師, 指導者の紹介及び学習会, 講演会等生涯学習情報の提供。
  - (4) 作品の展示及び活動を発表する場の提供。
  - (5) その他公民館長が別に定める支援。

(登録の取り消し等)

第 10 条 公民館長は、公民館登録グループがこの要綱に違反したとき、又は第 2 条の登録要件のいずれかに該当しなくなったときは、その登録を取り消しすることができる。

(その他の事項)

第11条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、公民館長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。